

平成30年2月19日  
中部近畿産業保安監督部

### 株式会社林本建設に対する嚴重注意について

中部近畿産業保安監督部は、株式会社林本建設（法人番号 4080401004448）に対し、法令遵守の徹底について、嚴重注意をしました。

1. 電気事業法（以下「法」という。）第51条第3項の規定に基づき平成29年11月6日～8日に株式会社林本建設の静岡県湖西市に所在する浜名特高太陽光発電所（出力5,250kW）の使用前安全管理審査を実施し、平成30年1月19日付けで法第106条第4項の規定に基づく報告（※）を指示したところ、株式会社林本建設から2月2日及び同月19日付けをもって報告がされました。  
※[http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/hayashimoto\\_houkokutyousyuu.pdf](http://www.safety-chubu.meti.go.jp/denryoku/hayashimoto_houkokutyousyuu.pdf)
2. その結果、株式会社林本建設等が保有する太陽電池発電所における法違反などの事実を確認しました。さらに、当該違反については、株式会社林本建設の意図的かつ組織的関与も確認されました。このため、当監督部は、株式会社林本建設に対して、今後は関係法令を遵守し、再発防止に万全を期すよう嚴重に注意しました。
3. また、報告がされた改善措置を確実に実施することを求めました。
4. 加えて、次の報告等を行うことを求めました。
  - ・浜名特高太陽光発電所の支持物を補強し、単独基礎に代えた部分を布基礎にする改善措置の実施に関して、当該報告では平成30年2月末までに改善措置を完了することとなっていることから、期限後速やかに、対象発電所の状況を報告すること。
  - ・太陽電池発電所（浜名特高太陽光発電所を除く一般用発電設備及び自家用発電所）における補強後の支持物が技術基準に適合していることを説明する構造図や強度計算書などの資料に関して、当該報告では平成30年3月末までに資料作成を完了することとなっていることから、期限後速やかに、それら構造図や強度計算書などの作成資料を報告すること。
  - ・太陽電池発電所（浜名特高太陽光発電所を除く一般用発電設備及び自家用発電所）の支持物を補強し、技術基準に適合させる改善措置の実施に関して、当該報告では平成30年7月末までに改善措置を完了することとなっていることから、期限後速やかに、対象発電所の状況を報告すること。
  - ・法第51条の2第3項の規定に基づき届け出を行った伊佐治町太陽電池発電所の使用前自己確認結果届出書に関しては、作成根拠となる法施行規則第78条第2項に規定する使用前自己確認の結果の記録が存在しないため、支持物が技術基準に適合していることについて自ら確認できないにもかかわらず、発電を開始していることから、当該発電所の使用を速やかに停止し、支持物が技術基準に適合していることを確認すること。

また、当該発電所の使用を開始しようとするとき（発電を開始しようとするとき）は、法施行規則第78条第2項に規定する使用前自己確認の結果の記録を添付した使用前自己確認結果を報告すること。

(本件に関する問い合わせ先)  
中部近畿産業保安監督部電力安全課長 長村  
担当 鬼頭  
TEL : 052-951-2817(直通)